

厚木市都市計画審議会委員公募の選考等に関する基準

1 選考委員会の設置及び選考委員

- (1) 厚木市都市計画審議会の公募による委員を選任するに当たり、公平かつ公正な選任を確保するため、「厚木市都市計画審議会に係る委員公募選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。
- (2) 選考委員会は、都市みらい部長、都市計画課長、都市計画係長をもって構成し、選考委員長には、都市みらい部長を充てる。
- (3) 選考委員会の事務局は、都市計画課に置く。

2 選考数

募集人員を選考する。

3 選考基準及び選考方法

選考委員会は、各選考委員が次表の評価項目ごとに、配点基準に基づき 5 段階評価で採点した評価点の得点を合計し、満点の 5 割以上の者から、年齢、性別、社会的活動の経験等を総合的に考慮した上で、選考を行うものとする。

評価項目(評価する上での視点)	評価点（5段階評価）				
動機 (本市のまちづくりや都市問題に対する認識、考え方など)	5	4	3	2	1
抱負 (本市のまちづくりに関する意欲や熱意など)	5	4	3	2	1
文章のわかりやすさや内容の充実度	5	4	3	2	1

【配点基準】

5点：非常に優れている　4点：優れている　3点：普通　2点：やや劣る　1点：劣る

4 その他

- (1) 応募者数が募集人員に満たない場合、又は選考の結果募集人員に満たないこととなった場合は、再募集を行うことができる。
- (2) 応募書類及び選考書類の公開等については、厚木市情報公開条例（平成 13 年厚木市条例第 15 号）及び厚木市個人情報保護条例（令和 4 年厚木市条例第 19 号）によるものとする。